

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年10月19日（平成29年（行個）諮問第164号）

答申日：平成30年3月6日（平成29年度（行個）答申第204号）

事件名：本人が行った職業安定法違反の申告に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成25年特定月日、埼玉労働局長宛てに被申告者特定事業所X及び特定事業所Yとして、職安法44条違反の是正を求める申告をした本案のうち被申告者の待機制度に関わる一切の文書。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年7月10日付け埼労個開第29-102号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

文章の表題も開示しないのは、法令違反である。

(2) 意見書

厚労大臣の理由説明書を踏まえた（別表）開示結果が維持された場合、取消し訴訟なども視野に入れて対応します。貴会におかれましては、非正規労働者が違法状態の下で搾取されている実態、救済のためには、広く情報が開示されるべきことが法の趣旨にかなうことを踏まえて審議の上、判断願います。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、審査請求人が開示を求める部分については、原

処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）49条の3に基づき、審査請求人が行った相談及びその処理に係る文書で、別表に掲げる文書番号1ないし26の文書（以下「対象文書」という。）である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番2ないし通番13及び通番15ないし通番30の不開示部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる職氏名が含まれており、当該部分は、審査請求人以外の人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イ

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番2ないし通番13及び通番15ないし通番30の不開示部分は、調査対象事業所（以下「特定事業所」という。）に関する情報及び特定事業所に対する労働局の対応に関する情報が含まれており、これらの情報が開示された場合、当該特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書き

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番2、通番4ないし通番6、通番8ないし通番13、通番15、通番17ないし通番21及び通番23ないし通番30の不開示部分は、調査において特定事業所が明らかにした実態、審査請求人からの相談に係る労働局の調査結果及び対応方針等が記録されており、これらの情報は、労働局の指導監督により明らかとなった具体的な記述であり、これらの情報が開示されると、国の機関が行う検査・指導に関する事情聴取、実態確認のために必要な資料等の調査手法・実施状況等が明

らかになるおそれがあり、それらを基に、今後、当該事業主以外の調査対象となる事業主が法令違反の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。

また、これらの情報には、特定事業所が労働局との信頼関係を前提として、労働局に対して誠実に特定事業所の実態等を明らかにした情報も記載されている。これらの情報が開示された場合には、特定事業所はもとより他の事業所との信頼関係についても失われ、今後、事業主からの関係書類の提出や情報提供にも支障が生じるおそれがある。また、関係書類の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条3号ロ、5号及び7号イ並びに保有個人情報に記載されていないもの

原処分において、「法14条3号ロ、5号及び7号イ並びに保有個人情報に記載されていないもの」に該当する情報について、不開示としていたところであるが、対象文書には上記(ア)ないし(ウ)に該当する情報のみが確認されたため、諮問庁としては、対象文書に「法14条3号ロ、5号及び7号イ並びに保有個人情報に記載されていないもの」に該当する情報は記載されていないと判断した。

ウ 本来不開示とする部分について

(ア) 通番4「定期指導」

通番4の通知に記載された情報のうち、11行目の「定期指導」の文言は国の機関が行う検査・指導に関する情報であり、通番6及び通番13の不開示部分と同様の理由で法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、本来は不開示とするべき情報である。

しかしながら、当該部分については、原処分により、既に開示済みとなっているものである。

したがって、当該部分について、本来不開示とすべき情報であるが、既に原処分において開示した部分は審査請求人の知るところとなっているものであり、改めてこれを取り消し、不開示とすることは合理的でないため、当該情報を開示することについては、通番4において開示された部分に限り、その取扱いを維持するものである。

(イ) 通番6及び通番21「第2回目」

通番6及び通番21の申告事案指導報告書に記載された情報のう

ち、82頁及び312頁3行目は実際に調査を行ったことを示す情報であり、同対象文書内の不開示部分「第1回目」と同様の理由で法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、本来は不開示とするべき情報である。

しかしながら、当該部分については、原処分により、既に開示済みとなっているものである。

したがって、当該部分について、本来不開示とすべき情報であるが、既に原処分において開示した部分は審査請求人の知るところとなっているものであり、改めてこれを取り消し、不開示とすることは合理的でないため、当該情報を開示することについては、通番6及び通番21において開示された部分に限り、その取扱いを維持するものである。

エ 新たに開示する部分について

通番2、通番6、通番10、通番13、通番15、通番21、通番25及び通番30の新たに開示する部分については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

オ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「文章の表題も開示しないのは、法令違反である。」としているが、上記イで述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示・不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(3) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充等理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成29年10月19日付け厚生労働省発職1019第4号により諮問した平成29年（行個）諮問第164号に係る諮問書理由説明書において不開示情報該当性について説明しているところであるが、併せて不開示情報該当性等について、下記のとおり、補充・修正して説明する。

(1) 不開示情報該当性について

上記1（理由説明書）の（1）、（2）イ（ウ）及び（エ）並びにウ

(ア) 及び (イ) 並びに (3) について、以下のとおり修正する。

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、審査請求人が開示を求める部分については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ、7号柱書き及びイに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由

イ 不開示情報該当性について

(ウ) 法14条7号柱書き及びイ

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番2ないし通番13及び通番15ないし通番30の不開示部分は、調査において特定事業所が明らかにした実態、請求者からの相談に係る労働局の調査結果及び対応方針等が記録されており、これらの情報は、労働局の指導監督により明らかとなった具体的な記述であり、これらの情報が開示されると、国の機関が行う検査・指導に関する事情聴取、実態確認のために必要な資料等の調査手法・実施状況等が明らかになるおそれがあり、それらを基に、今後、当該事業主以外の調査対象となる事業主が法令違反の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。

また、これらの情報には、特定事業所が労働局との信頼関係を前提として、労働局に対して誠実に特定事業所の実態等を明らかにした情報も記載されている。これらの情報が開示された場合には、特定事業所はもとより他の事業所との信頼関係についても失われ、今後、事業主からの関係書類の提出や情報提供にも支障が生じるおそれがある。また、関係書類の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条7号柱書き及びイに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条3号ロ及び5号並びに保有個人情報が記載されていないもの

原処分において、「法14条3号ロ及び5号並びに保有個人情報が記載されていないもの」に該当する情報について、不開示としていたところであるが、対象文書には上記(ア)

ないし（ウ）に該当する情報のみが確認されたため、審査庁としては、対象文書に「法14条3号ロ及び5号並びに保有個人情報に記載されていないもの」に該当する情報は記載されていないと判断した。

ウ 本来不開示とする部分について

（ア）通番4「定期指導」

通番4の通知に記載された情報のうち、11行目の「定期指導」の文言は国の機関が行う検査・指導に関する情報であり、通番6及び通番21の不開示部分と同様の理由で法14条7号柱書き及びイの不開示情報に該当するため、本来は不開示とするべき情報である。

しかしながら、当該部分については、原処分により、既に開示済みとなっているものである。

したがって、当該部分について、本来不開示とすべき情報であるが、既に原処分において開示した部分は請求者の知るところとなっているものであり、改めてこれを取り消し、不開示とすることは合理的でないため、当該情報を開示することについては、通番4において開示された部分に限り、その取扱いを維持するものである。

（イ）通番6及び通番21「第2回目」

通番6及び通番21の申告事案指導報告書に記載された情報のうち、82頁及び312頁3行目は実際に調査を行ったことを示す情報であり、同対象文書内の不開示部分「第1回目」と同様の理由で法14条7号柱書き及びイの不開示情報に該当するため、本来は不開示とするべき情報である。

しかしながら、当該部分については、原処分により、既に開示済みとなっているものである。

したがって、当該部分について、本来不開示とすべき情報であるが、既に原処分において開示した部分は請求者の知るところとなっているものであり、改めてこれを取り消し、不開示とすることは合理的でないため、当該情報を開示することについては、通番6及び通番21において開示された部分に限り、その取扱いを維持するものである。

（3）結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ、7号柱書き及びイ

に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 特定事業所が提出した文書（文書番号 3, 7, 15, 21）

理由説明書別表に掲げる文書番号 3, 7, 15 及び 21 については、法 14 条 2 号及び 3 号イに該当するとして諮問したところであるが、当該不開示部分については、特定事業所が労働局との信頼関係を前提として、労働局に対して誠実に特定事業所の実態等を明らかにした情報が記載されており、これらの情報が開示された場合には、特定事業所はもとより他の事業所との信頼関係についても失われ、今後、事業主からの関係書類の提出や情報提供にも支障が生じるおそれがある、また、関係書類の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法 14 条 7 号柱書き及びイに該当し、不開示とすることが妥当であることを追加して説明する。

(3) 理由説明書添付の表について

理由説明書添付の表の該当部分を以下のとおり修正する。

対象文書名		頁	新たに開示する部分	不開示を維持する部分	
番号	文書名		該当箇所	該当箇所	根拠条文 (法 14 条)
2	埼玉労働局が作成した文書（その 2）	2 ~ 4	3 頁 2 4 行 目ないし 2 5 行目	左記以外の不開示部分	2 号 3 号イ 7 号柱書き及びイ
3	特定事業所が提出した文書（その 1）	5	なし	全面不開示を維持	2 号 3 号イ 7 号柱書き及びイ
4	埼玉労働局が作成した文書（その 3）	6	なし	2 行目年月日、 3 行目ないし 4 行目 1 2 文字 目、6 行目 1 2 文字目ないし 1 5 文字目、10 行目 2 5 文字目 ないし 1 1 行目 5 文字目、1 2 行目 2 1 文字目	2 号 3 号イ 7 号柱書き及びイ

				ないし31文字目, 15行目5文字目ないし24文字目, 18行目ないし28行目	
5	特定事業所 が提出した 文書(その 2)	7~ 78	なし	全面不開示を維持	2号 3号イ 7号柱書き及び イ
6	埼玉労働局 が作成した 文書(その 4)	79 ~8 4	79頁21 行目ないし 22行目2 2文字目	左記以外の不開 示部分	2号 3号イ 7号柱書き及び イ
7	特定事業所 が提出した 文書(その 3)	85	なし	全面不開示を維持	2号 3号イ 7号柱書き及び イ
8	埼玉労働局 が作成した 文書(その 5)	86 ~8 7	なし	全面不開示を維持	2号 3号イ 7号柱書き及び イ
9	特定事業所 が提出した 書類(その 4)	88 ~9 9	なし	全面不開示を維持	2号 3号イ 7号柱書き及び イ
10	埼玉労働局 が作成した 文書(その 6)	10 0~ 10 3	101頁な いし103 頁の職員の 認め印, 1 03頁5行 目ないし7 行目	左記以外の不開 示部分	2号 3号イ 7号柱書き及び イ
11	埼玉労働局 が作成した 文書(その 7)	10 4~ 10 5	なし	104頁「指導 監督年月日」 欄, 「指導対 象」欄, 「指導	2号 3号イ 7号柱書き及び イ

				形態」欄，「法条項」欄，「違反事項及び是正のための措置」欄，「是正期日」欄，「受領年月日受領者職氏名受領者名」欄の内容部分	
			なし	105頁2行目年月日，「法条項」欄，「違反事項及び是正のための措置」欄，「指定期日」欄の内容部分	2号 3号イ 7号柱書き及びイ
12	特定事業所 が提出した 書類（その 5）	106	労働局受理 印の日付以 外	106頁2行目年月日，6行目年月日，表中左上側「指摘事項」欄の6文字目ないし13文字目及び内容部分，「是正年月日」欄，「是正内容」欄の内容部分，社印，労働局受理印の日付	2号 3号イ 7号柱書き及びイ
14	埼玉労働局 が作成した 書類（その 9）	108～ 111	109頁9 行目2文字 目ないし1 1文字目， 23行目な いし24行 目	左記以外の不開示部分	2号 3号イ 7号柱書き及びイ

15	特定事業所 が提出した 書類（その 6）	1 1 2	なし	全面不開示を維 持	2号 3号イ 7号柱書き及び イ
16	埼玉労働局 が作成した 文書（その 10）	1 1 3～ 1 1 8	なし	全面不開示を維 持	2号 3号イ 7号柱書き及び イ
17	特定事業所 が提出した 書類（その 7）	1 1 9～ 1 2 2	なし	全面不開示を維 持	2号 3号イ 7号柱書き及び イ
18	埼玉労働局 が作成した 書類（その 11）	1 2 3～ 1 2 7	なし	全面不開示を維 持	2号 3号イ 7号柱書き及び イ
19	特定事業所 が提出した 書類（その 8）	1 2 8～ 3 0 8	なし	全面不開示を維 持	2号 3号イ 7号柱書き及び イ
20	埼玉労働局 が作成した 書類（その 12）	3 0 9～ 3 1 4	3 0 9 頁 2 1 行目ない し 2 2 行目 2 2 文 字 目, 3 1 2 頁 1 9 行目 4 文字目な いし 1 2 文 字目	左記以外の不開 示部分	2号 3号イ 7号柱書き及び イ
21	特定事業所 が提出した 書類（その 9）	3 1 5	なし	全面不開示を維 持	2号 3号イ 7号柱書き及び イ
22	埼玉労働局 が作成した 文書（その 13）	3 1 6～ 3 1 7	なし	全面不開示を維 持	2号 3号イ 7号柱書き及び イ

2 3	特定事業所 が提出した 書類（その 1 0）	3 1 8 ~ 3 5 0	なし	全面不開示を維 持	2号 3号イ 7号柱書き及び イ
2 4	1 4	3 5 1 ~ 3 5 7	3 5 2 頁な いし 3 5 4 頁の職員の 認印, 3 5 4 頁 1 8 行 目ないし 2 0 行目 3 5 6 頁ないし 3 5 7 頁の 職員の認 印, 3 5 7 頁 1 4 行目 ないし 1 6 行目	左記以外の不開 示部分	2号 3号イ 7号柱書き及び イ
2 5	埼玉労働局 が作成した 文書（その 1 5）	3 5 8 ~ 3 6 1	なし	3 5 8 頁「指導 監督年月日」 欄, 「指導対 象」欄, 「指導 形態」欄, 「法 条項」欄, 「違 反事項及び是正 のための措置」 欄, 「是正期 日」欄, 「受領 年月日受領者職 氏名受領者名」 欄の内容部分	2号 3号イ 7号柱書き及び イ
			なし	3 5 9 頁「法条 項」欄, 「違反 事項及び是正の ための措置」 欄, 「指定期 日」欄の内容部	2号 3号イ 7号柱書き及び イ

				分，右上部の年月日	
			なし	360頁「指導監督年月日」欄，「指導対象」欄，「指導形態」欄，「措置の必要性」欄，「措置の内容」欄1行目ないし4行目及び5行目の年月日，「受領年月日受領者職氏名受領者名」欄の内容部分	2号 3号イ 7号柱書き及びイ
			なし	361頁「措置の必要性」欄，「措置の内容」欄1行目ないし4行目及び5行目の年月日	2号 3号イ 7号柱書き及びイ
26	特定事業所が提出した文書（その11）	362～363	362頁4行目ないし5行目（社判を除く），労働局受理印（日付以外） 363頁4行目ないし5行目（社判を除く），労働局受理印（日付以	362頁1行目年月日，6行目年月日，9行目ないし22行目，社印，労働局受理印の日付 363頁1行目年月日，6行目年月日，9行目ないし21行目，社印，労働局受理印の日付	2号 3号イ 7号柱書き及びイ

			外)		
--	--	--	----	--	--

※ 対象文書には頁番号は付番されていないが、文書番号1ないし文書番号26の1枚目ないし363枚目に1頁ないし363頁と付番したものを「頁」として記載している。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月9日 審議
- ④ 同月21日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成30年1月18日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月31日 諮問庁から補充等理由説明書を收受
- ⑦ 同年3月2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成25年特定月日、埼玉労働局長宛てに被申告者特定事業所X及び特定事業所Yとして、職安法44条違反の是正を求める申告をした本案のうち被申告者の待機制度に関わる一切の文書。」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の4欄に掲げる部分については、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の5欄に掲げる部分について

ア 通番4

当該部分は、労働局から特定事業所への通知の標題であり、個人に関する情報であるとは認められず、また、原処分で既に関示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを開示しても、当該事業所に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業所の権利、

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、同様の理由により、特定事業所と労働局との信頼関係が失われ、今後事業主が必要な資料を提出しなくなるなど、労働局が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも、本件申告と同種の事案における労働局の調査手法・内容等が明らかになり、労働局が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番6及び通番21

当該部分は、特定事業所からの事情聴取に係る情報であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。さらに、原処分で既に開示されている情報から推認できる内容であることから、これを開示しても、当該事業所に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、特定事業所と労働局との信頼関係が失われ、今後事業主が必要な資料を提出しなくなるなど、労働局が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、本件申告と同種の事案における労働局の調査手法・内容等が明らかになり、労働局が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番24

当該部分は、労働局が審査請求人の同意を得て、特定事業所に提出を求めた審査請求人に係る資料であると認められ、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められず、また、原処分で既に開示されている情報から推認できる内容であることから、これを開示しても、当該事業所に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、特定事業所と労働局との信頼関係が失われ、今後事業主が必要な資料を提出しなくなるなど、労働局が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、本件申告と同種の事案における労働局の調査手法・内容等が明らかになり、労働局が行う検査・指

導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の不開示部分について

ア 通番2、通番6、通番10、通番15、通番21、通番23及び通番25の不開示部分について

(ア) 通番2の3頁の「応対者」欄、通番6の79頁の「応対者」欄、81頁の3及び4の「被聴取者」欄並びに「同行者」欄の1行目並びに82頁の「被聴取者」欄及び「出席者」欄、通番15の109頁の「応対者」欄、通番21の309頁の「応対者」欄、311頁の3及び4の「被聴取者」欄並びに「同行者」欄の1行目並びに312頁の「被聴取者」欄及び「出席者」欄は、特定事業所の担当者の職氏名が記載されており、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法15条2項による部分開示について検討すると、当該部分は、個人識別部分であることから、部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) その余の部分は、審査請求人からの申告に係る労働局の対応及び検討内容並びに特定事業所からの聴取内容が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、本件申告と同種の事案における労働局の調査手法・内容等が明らかになる情報であると認められ、労働局が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番3、通番5、通番7、通番9、通番16、通番18、通番20、通番22及び通番24の不開示部分について

当該部分は、労働局の求めに応じて特定事業所が提出した資料であり、当該文書が特定事業所から提出されたことは、審査請求人が知

り得る情報であるとは認められず、上記ア（イ）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番4の不開示部分について

当該部分は、審査請求人の申告を受けて労働局が実施した検査・指導に係る情報が記載されており、上記ア（イ）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 通番8の不開示部分について

当該部分は、労働局が作成した資料であるが、特定事業所からの聴取内容が記載されており、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働局が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかになる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 通番11、通番12及び通番26ないし通番29の不開示部分について

(ア) 通番11及び通番26の「指導監督年月日」欄、「指導対象」欄及び「指導形態」欄並びに通番12及び通番27の「年月日」欄について

a 「指導監督年月日」欄及び「年月日」欄には、是正指導を行った年月日が記載されている。

b 「指導対象」欄には、審査請求人の申告を受けて実態把握のため行った検査・指導の対象が記載されている。

c 「指導形態」欄について、諮問庁は、指導監督の対象となった事業所に対する指導の手段として、訪問・呼出の別を記載することとなっており、訪問による指導監督は比較的重大な事案を、呼出による指導監督は比較的軽微な事案の場合に行われると説明する。そうすると、これらの指導形態が明らかになると、どのような場合に比較的軽微な事案で済むのかといった情報が事業所に把握されるおそれがあると認められる。

以上のaないしcから、当該部分は、上記ア（イ）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番11、通番26及び通番28の「受領年月日 受領者職名 受領者名」欄について

「受領年月日 受領者職名 受領者名」欄は、本件文書を受領し

た日付並びに特定事業所の担当者の職名及び氏名が記載されている。

a このうち、特定事業所が本件文書を受領した日付は、通常、事業所が公にしている情報であるとはいえ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業所に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 特定事業所の担当者の職名及び氏名は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) その余の部分には、特定事業所が労働局から是正指導を受けた指導の違反条項、個別具体的な違反内容及び是正措置の内容並びに是正期日が記載されており、上記(イ) aと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 通番13及び通番30の不開示部分について

(ア) 事業所及び代表者の印影

当該印影は、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、同条2号並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) その余の部分は、特定事業所が労働局から是正指導を受けた指導の違反内容、是正年月日、是正内容、報告年月日及び労働局の受理日が記載されており、上記(イ) aと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 通番17及び通番19の不開示部分について

当該部分は、審査請求人からの申告に係る労働局の判断が記載されており、上記ア（イ）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名及び頁			2 通番	3 新たに開示する部分		4 不開示を維持する部分		5 開示すべき部分
番号	文書名	頁		該当箇所	該当箇所	根拠条文 (法14条)		
1	埼玉労働局が作成した文書(その1)	1	1	なし	なし	—	—	
2	埼玉労働局が作成した文書(その2)	2～4	2	3頁24行目ないし25行目	左記以外 の不開示部分	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—	
3	特定事業所が提出した文書(その1)	5	3	なし	全面不開示 を維持	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—	
4	埼玉労働局が作成した文書(その3)	6	4	なし	2行目年月日, 3行目ないし4行目12文字目, 6行目12文字目ないし15文字目, 10行目25文字目ないし11行目5文字目, 12行目21文字目ないし31文	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	6行目12文字目ないし15文字目	

					字目, 15 行目5文字 目ないし2 4文字目, 18行目な いし28行 目		
5	特定事業 所が提出 した文書 (その 2)	7~ 78	5	なし	全面不開示 を維持	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—
6	埼玉労働 局が作成 した文書 (その 4)	79 ~8 4	6	79頁2 1行目な いし22 行目22 文字目	左記以外の 不開示部分	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	81頁1 7行目
7	特定事業 所が提出 した文書 (その 3)	85	7	なし	全面不開示 を維持	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—
8	埼玉労働 局が作成 した文書 (その 5)	86 ~8 7	8	なし	全面不開示 を維持	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—
9	特定事業 所が提出 した書類 (その 4)	88 ~9 9	9	なし	全面不開示 を維持	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—
10	埼玉労働 局が作成 した文書 (その 6)	10 0~ 10 3	10	101頁 ないし1 03頁の 職員の認 め印, 1	左記以外の 不開示部分	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—

				03頁5 行目ない し7行目			
11	埼玉労働 局が作成 した文書 (その 7)	10 4～ 10 5	11	なし	104頁 「指導監督 年月日」 欄, 「指導 対象」欄, 「指導形 態」欄, 「法条項」 欄, 「違反 事項及び是 正のための 措置」欄, 「是正期 日」欄, 「受領年月 日受領者職 氏名受領者 名」欄の内 容部分	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—
			12	なし	105頁2 行目年月 日, 「法条 項」欄, 「違反事項 及び是正の ための措 置」欄, 「指定期 日」欄の内 容部分	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—
12	特定事業 所が提出 した書類 (その	10 6	13	労働局受 理印の日 付以外	106頁2 行目年月 日, 6行目 年月日, 表	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—

	5)				中左上側 「指摘事項」欄の6文字目ないし13文字目及び内容部分, 「是正年月日」欄, 「是正内容」欄の内容部分, 社印, 労働局受理印の日付		
13	埼玉労働局が作成した文書(その8)	107	14	なし	なし	—	—
14	埼玉労働局が作成した書類(その9)	108~111	15	109頁9行目2文字目ないし11文字目, 23行目ないし24行目	左記以外の不開示部分	2号 3号イ 7号柱書き及びイ	—
15	特定事業所が提出した書類(その6)	112	16	なし	全面不開示を維持	2号 3号イ 7号柱書き及びイ	—
16	埼玉労働局が作成した文書(その10)	113~118	17	なし	全面不開示を維持	2号 3号イ 7号柱書き及びイ	—

17	特定事業所が提出した書類（その7）	11 9～ 12 2	18	なし	全面不開示を維持	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—
18	埼玉労働局が作成した書類（その11）	12 3～ 12 7	19	なし	全面不開示を維持	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—
19	特定事業所が提出した書類（その8）	12 8～ 30 8	20	なし	全面不開示を維持	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—
20	埼玉労働局が作成した書類（その12）	30 9～ 31 4	21	309頁 21行目 ないし2 2行目2 2文字 目, 31 2頁19 行目4文 字目ない し12文 字目	左記以外の 不開示部分	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	311頁 17行目
21	特定事業所が提出した書類（その9）	31 5	22	なし	全面不開示を維持	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—
22	埼玉労働局が作成した文書（その13）	31 6～ 31 7	23	なし	全面不開示を維持	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—
23	特定事業	31	24	なし	全面不開示	2号	348～

	所が提出した書類（その10）	8～ 35 0			を維持	3号イ 7号柱書き 及びイ	350頁
24	埼玉労働局が作成した文書（その14）	35 1～ 35 7	25	352頁 ないし3 54頁の 職員の認 印, 35 4頁18 行目ない し20行 目 356頁 ないし3 57頁の 職員の認 印, 35 7頁14 行目ない し16行 目	左記以外の 不開示部分	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—
25	埼玉労働局が作成した文書（その15）	35 8～ 36 1	26	なし	358頁 「指導監督 年月日」 欄, 「指導 対象」欄, 「指導形 態」欄, 「法条項」 欄, 「違反 事項及び是 正のための 措置」欄, 「是正期 日」欄, 「受領年月	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—

				日受領者職 氏名受領者 名」欄の内 容部分		
		27	なし	359頁 「法条項」 欄, 「違反 事項及び是 正のための 措置」欄, 「指定期 日」欄の内 容部分, 右 上部の年月 日	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—
		28	なし	360頁 「指導監督 年月日」 欄, 「指導 対象」欄, 「指導形 態」欄, 「措置の必 要性」欄, 「措置の内 容」欄1行 目ないし4 行目及び5 行目の年月 日, 「受領 年月日受領 者職氏名受 領者名」欄 の内容部分	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—
		29	なし	361頁 「措置の必 要性」欄,	2号 3号イ 7号柱書き	—

					「措置の内容」欄1行目ないし4行目及び5行目の年月日	及びイ	
26	特定事業所が提出した文書（その11）	36 2～ 36 3	30	362頁4行目ないし5行目（社判を除く）、労働局受理印（日付以外） 363頁4行目ないし5行目（社判を除く）、労働局受理印（日付以外）	362頁1行目年月日、6行目年月日、9行目ないし22行目、社印、労働局受理印の日付 363頁1行目年月日、6行目年月日、9行目ないし21行目、社印、労働局受理印の日付	2号 3号イ 7号柱書き 及びイ	—

（注1）対象文書には頁番号は付番されていないが、文書番号1ないし文書番号26の1枚目ないし363枚目に1頁ないし363頁と付番したものを「頁」として記載している。

（注2）諮問庁の補充等理由説明書の内容も反映済み。

（注3）諮問庁の誤った部分については、諮問庁に確認の上、当審査会において修正済み。